

# 令和6年能登半島地震により被災された皆様へ ～ 財形持家転貸融資制度の返済方法変更等のご案内 ～

令和6年能登半島地震により被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

(独)勤労者退職金共済機構が行う財形持家転貸融資を返済中の方は、被災の程度に応じて返済方法を変更することができます。

なお、今般、住宅等に被害を受け、新たに財形持家転貸融資の申込みをされる場合には、貸付金利引下げ等の措置を行います。

## 返済方法の変更内容

- (1) 返済を最長3年間にわたり、猶予することができます。  
また、返済の猶予期間中は金利を最大1.5%引き下げます。
- (2) 返済期間を最長3年間延長することができます。

## 対象となる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が(独)勤労者退職金共済機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (2) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- (3) 勤務先が損害を受け、著しく収入が減少した方

## お問い合わせ先

具体的な条件等については、

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関 又は
- ・(独)勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部  
回収・会計課 債権管理係 までお問い合わせください。

TEL: 03(6731)2945

FAX: 03(3980)3365

ホームページ: <https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>